平成２２年（フ）第３３８号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷３番地18
債務者　緒方　　敬
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
和歌山県新宮市木ノ川279番地の１　新宮市立養護老人ホーム　寿楽荘
債務者　桝田みさよ
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第４５号
和歌山県新宮市相筋２丁目13番２号　２―404号室
債務者　二株みい子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時35分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第５７６号
青森県上北郡東北町字外蛯沢西平85番地
債務者　岡輪　勝広
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑595番地の１　琴水旅館内、前住所愛知県豊橋市南島町１丁目53番地の３　108
債務者　成田多水子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
静岡県周智郡森町西俣446番地の21
債務者　渡邊　澄代
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７０９号
静岡県磐田市福田369番地５
債務者　秋田　靖夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
静岡県磐田市福田369番地５
債務者　秋田ふじ子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免583番地11
債務者　浦　かおり
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
長崎県佐世保市十郎新町９番３号　Ｄ３―503号
債務者　金武　光子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
長崎県佐世保市御船町４番41号、旧住所長崎県佐世保市天神２丁目25番32号
債務者　松岡　隆徳
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
長崎県佐世保市瀬戸越町515番地
債務者　古川　清三
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷45番地７、旧住所和歌山県和歌山市黒田222番地
債務者　鎌尾　禎信
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
静岡県焼津市中根新田802番地　ヴィラミールＡ202号
債務者　立浪　繁男
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７２号
静岡市葵区東鷹匠町５番８号
債務者　松村　咲希（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部